

取組事例2

営農型太陽光発電 × 災害時の非常用電源としての活用

事業実施主体	市民エネルギーちば株式会社(千葉県匝瑳市)		
発電出力	35 kW	発電電力量	2万7千kWh/年
下部農地面積	6 a、大豆を栽培	遮光率	33 %
建設費	1,000 万円	運転開始時期	H26年9月

取組概要

- 市民エネルギーちば(株)は、千葉県内の環境や自然エネルギーに関心の高い有志により設立された、営農型太陽光発電と市民発電所設立に特化した事業者。これまで、千葉県匝瑳市を拠点に、地域主導で環境に配慮した市民発電所作りを展開。
- 匝瑳市では令和元年9月の台風15号に伴い停電が続いた。停電発生の翌日から停電が解消するまでの間、自立運転が可能であった市民エネルギーちば(株)の営農型太陽光発電設備である匝瑳第一市民発電所では、スマートフォンや携帯電話、PCの無料充電所を開設して地域に提供。口コミ等でこの取組の情報が拡がり、150名程度が充電に訪れた。充電所は、市民エネルギーちば(株)と地域の協議会(豊和村づくり協議会)とが急遽相談して共同で運営を行った。

無料充電所の様子

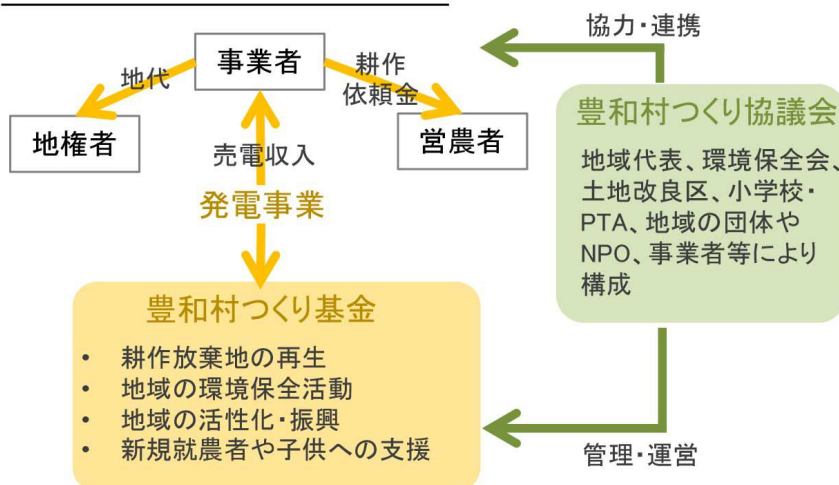


写真提供:市民エネルギーちば(株)

展望、課題

- 後日開催された協議会定例会において、災害時の充電設備の充実やあり方、運営体制について協議がなされ、
 - 地区にある全ての営農型太陽光発電設備で、停電時における電気の地域への開放ができるよう設備改修を要請すること
 - 市や地域の自治組織と協定を結ぶ等、非常時に地域に電気を供給できる運営体制を整えること
 - 停電時には地区の発電所で充電ができることを平時から地域に周知すること
 といった方向性を確認し、台風シーズンに備えて具体的な検討を進めている。
- なお、本地区においては、発電事業者が売電収入の一部を地域支援金として地域に還元、基金として積み立て、耕作放棄地の再生や地域の環境保全活動などに活用。停電時の電気の地域への開放に向けての設備改修費用は当該基金から拠出。

農業支援と地域づくりの枠組



現在の設備の様子



旗を掲出し、災害時に無料充電所として活用できることを地域に周知

写真提供:市民エネルギーちば(株)

＋災害時に電気を地域に開放

出典:市民エネルギーちば(株)

① 周囲の理解を得ること

営農型太陽光発電の取組に当たっては、長期安定的に発電事業を行うため、地域の皆様の理解を得ながら事業を進めていくことが重要です。取組の内容や地域の実態に応じて、地域の皆様と丁寧にコミュニケーションを取りましょう。

実際に取り組んだ方のお話

匝瑳ソーラーシェアリング合同会社代表の椿茂雄さんは、千葉県匝瑳市飯塚の開畑地区の未利用地だった土地で営農型太陽光発電に取り組んでいます。

椿さんも取組を検討した際には周囲の反対がありました。また、ご自身も地域に根ざしてきた住民であり、景観の悪化等を懸念することは理解できるといいます。椿さんは「地元は美しい丘を誇ってきた地域で、パネルの設置には抵抗感があった。そのため農地の中心部にはパネルを設置せず、周辺部を適地とし、そこを農地としてつくりなおしていくこととした」とのことです。また、取組に当たっては行政に相談しつつ、地元の区長や地権者、NPO等に声がけして進めてきました。「発電事業に取り組むと地域に長く住んでいる人から「将来どうするんだ」と言われる。一方で現状のままでは地域、農業を維持できない。地域住民の懸念を払拭しながら、未利用地を再生し、地域の活性化を図りたい」と語っています。



椿茂雄さん

② 営農型太陽光発電のための農地の一時転用許可

営農を適切に継続しながら上部で発電設備を設置するためには、農地法に基づく一時転用許可が必要になります。

【制度のポイント】

- ① 発電設備の支柱の基礎部分について、一時転用許可が必要です。一時転用許可期間は担い手が営農する場合や荒廃農地を活用する場合等は10年以内で、それ以外は3年以内です。問題がなければ再許可が可能です。
- ② 一時転用許可に当たり、営農の適切な継続(収量や品質の確保等)が確実か、周辺の営農上支障がないか等をチェックします。

年に1回の報告を義務づけ、農産物生産等に著しい支障がある場合には、施設を撤去して復元しなければなりませんので、最初の段階で慎重に計画を立てることが重要です。

一時転用許可制度について、詳しく知りたい方はこちら

→<https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/einogata.html>

③ その他、営農型太陽光発電に取り組む上での留意点

営農型太陽光発電に取り組む際は、電気事業法に基づく安全対策や都市計画法に基づく開発許可手続き等、関係する法令を遵守する必要があります。

営農型太陽光発電設備の撤去及び処分については、事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その実行に係る費用を想定した上で積立を行い、その開始時期と終了時期、想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定しましょう。詳細は「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)を参照の上、「ガイドライン」を遵守してください。